

医療安全対策の推進について①

医療安全対策の充実

- 医療安全対策について、より多くの病院において医療安全対策を推進する観点から要件の緩和した評価の新設

医療安全対策加算

従来(専従の医療安全管理者) 50点

➡	<u>医療安全対策加算1(専従の医療安全管理者)</u>	<u>85点</u>
	<u>医療安全対策加算2(専任の医療安全管理者)</u>	<u>35点</u>

医療安全対策加算2のその他の要件は医療安全対策加算1に同じ。



医療安全対策の推進について②

感染防止対策の充実

- 感染症の専門的な知識を有する医療関係職種から構成されるチームによる抗生剤の適正使用の指導・管理等の取組の評価



① 新 感染防止対策加算 100点

1回／週程度の病棟回診、院内感染状況の把握、抗生剤の適正使用、職員の感染防止等を行う。

[施設基準]

- ① 医療安全対策加算1の届出を行っている。
 - ②
 - ・感染症対策に3年以上の経験を有する常勤の医師
 - ・5年以上感染管理に係る経験を有し、6か月以上の研修を修了した看護師
 - ・3年以上の病院勤務経験をもつ専任の薬剤師
 - ・3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師
 - ③ 抗MRSA薬及び広域スペクトラムの抗生剤について届出制又は許可制をとっていること。 等
- } うち 1名専従
1名専任